

発議案第5号

富津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年2月25日

提出者 富津市議会議員 福原敏夫

賛成者 同 渡辺務

同 高梨良勝

同 鈴木幹雄

同 永井庄一郎

同 岩本朗

同 松原和江

富津市議会議長 平野明彦様

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を充てることができる経費に要請、陳情活動費等を加えるとともに、透明性の確保に関する規定を設けるため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

富津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「又は会派に所属しない議員」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「1人の場合を含む」を「3人以上で議長に結成を届け出たものに限る」に改め、「いう。）」の次に「又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）」を加える。

第3条第1項中「会派に」を「会派又は無会派議員（以下「会派等」という。）に」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「当該会派」を「当該会派等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項第1号中「会派に所属していなかった議員」を「政務活動費の交付を受けた無会派議員であった者」に改め、同項第2号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「会派」を「会派等」に改める。

第4条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「会派が」を「会派等が」に改め、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「元代表者」の次に「又は無会派議員であった者」を加え、「当該会派」を「当該会派等」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「会派」を「会派等」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、「代表者」の次に

「又は無党派議員」を加え、「別記様式により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、」を「政務活動費収支報告書（別記様式。以下「収支報告書」という。）を」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「解散した」を「解散し、又は政務活動費の交付を受けた無党派議員が議員でなくなった」に、「元代表者は、解散のとき」を「元代表者又は無党派議員であった者は、解散の日又は議員でなくなった日」に改める。

第8条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「又は元代表者」を「若しくは元代表者又は無党派議員若しくは無党派議員であった者」に改め、同条第2項中「又は元代表者」を「若しくは元代表者又は無党派議員若しくは無党派議員であった者」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条第2項）

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派等が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各

	種会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別記様式を次のように改める。